

市税に係る減免措置調査票

		所属名	健康局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ○固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	柔道整復師会館	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 29 号 ○規則	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 保健衛生施策の推進。 柔道整復術の学術・技能の研究、研鑽及び普及啓発並びに柔道整復師の人格、倫理、資質の向上を図り、府民の医療、健康、福祉及び健康の保持に貢献することを目的として設立され、各種事業の受託及び広報・啓発活動等に協力をいただいている。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 地域医療に大きく貢献するとともに、大阪市の保健衛生及び福祉事業等の推進に大きく寄与していることから、公益性が非常に高いと考える。 公衆衛生の向上及び社会福祉の増進に寄与するための事業を実施しており、これらの事業は収益が見込めない事業である。</p> <p>【柔道整復師養成施設】 学院体育施設において保健セミナー等を実施</p> <p>(参考) 地方税法 (固定資産税の非課税の範囲) 第三百四十八条 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由			